

事 務 連 絡

令和8年4月2日

指定障害福祉サービス事業所 様

神戸市福祉局監査指導部

就労継続支援B型事業所の基本報酬(平均工賃月額)及び  
就労移行支援体制加算の体制届について(通知)

日頃から本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
ございます。

令和8年3月23日付け発出の事務連絡のとおり、就労移行支援体制加算を算定する事業所及び就労継続支援B型事業所の基本報酬(平均工賃月額)については、算定する単位数に変更がない場合も年度当初の届出を必須としますので、ご対応の程お願いいたします。

届出にあたっては、今般、国において就労継続支援B型事業所の基本報酬区分(平均工賃月額)の基準の見直し及び就労移行支援体制加算の届出様式の変更が決定いたしましたので、必要な手続きについて下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 就労継続支援B型の基本報酬区分(平均工賃月額)の体制届

(1) 届出内容

- ア. 令和8年4月・5月分 の届出  
イ. 令和8年6月以降分 の届出

の上記ア、イの両方を同時に提出してください。

※ただし、次ページ記載の①・②のいずれかに該当する事業所は、令和8年6月以降も「令和8年4月・5月分」の基本報酬区分が引き続き適用になるため、「令和8年6月以降分の届出書」の提出は不要です。

(2) 届出書類

ア. 令和8年4月・5月分について

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(様式第5号別紙1-1)
- ・就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書(4,5月分用)

※次ページ記載の②に該当する場合は、根拠書類を添付してください。

根拠書類は、当時の基本報酬区分が分かる体制届とします。

イ. 令和8年6月以降分について

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(様式第5号別紙1-1)
- ・就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書(6月以降分用)

※添付ファイルの様式をご使用ください。

(市ホームページにも同じものを掲載しております)。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html>

※全ての就労継続支援B型事業所は基本報酬区分の体制届を提出してください。

※令和8年3月23日付け発出の事務連絡を添付しますので、そちらも再度ご確認をお願いいたします。

### 【「令和8年6月以降分の届出書」の提出が不要となる条件について】

以下の①・②のいずれかに該当する事業所は、令和8年6月以降も「令和8年4月・5月分」の基本報酬区分が引き続き適用になるため、「令和8年6月以降分の届出書」の提出は不要です。

①今回届け出る区分（令和7年度工賃実績に基づく令和8年度の基本報酬区分）が「1万円以上1万5千円未満」「1万円未満」の場合	
②令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている場合	
令和5年4月以前に指定を受けた事業所	「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合 【根拠書類：令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類】
令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所	「区分八」が適用される経過措置期間によって、比較する月が異なります。 参考資料①で比較する月を確認してください。 【根拠書類：経過措置期間の最終月とその直後の基本報酬区分が分かる書類】
令和6年4月以降に指定を受けた事業所	①に該当しない場合は、「令和8年6月以降分の届出書」を提出してください。（令和8年6月以降新たな基本報酬区分の対象になります）

### 2. 就労移行支援体制加算の体制届の様式変更について

厚生労働省より届出様式の変更が通知されましたので、添付ファイルの様式にてご提出をお願いいたします。

（市ホームページにも同じものを掲載しております）。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html>

### 3. 提出期限

4月15日（水曜）までの提出にご協力ください。

4月30日（木曜）まで提出可能ですが、審査及び入力作業が5月以降となり、請求時及び仮審査時に加算届が反映されず、翌月請求や過誤調整が必要となる場合があります。

神戸市福祉局監査指導部  
障害指定担当